

OSSライセンス関連でよくある誤解

本ドキュメントは、インターネットの記事やセミナーの質問等にて、よくある誤解をまとめたものです。日本だけに関係する内容も含まれています。

CC0-1.0（パブリックドメイン）で利用可能としますので、自由に追加、修正してご利用ください。

なお、記載内容について作成元は一切の責任を負うものではありません。

[提供元:富士通株式会社]

禁止されていないならば、利用できる？

Question

インターネットのWebサイトにて、プログラムをダウンロードできるようになっていました。特にライセンス条件がなく、商用利用も禁止されていないので、自社製品に同梱して利用してもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ 無償でダウンロードできるものがすべてOSSとは限りません。
- ◆ 著作権法では、複製したり、改変したり、配布したりする権利は、著作権者が専有しています。
- ◆ これらの権利について、著作権者が許諾していない限り、ネットに掲載されたプログラムを自社製品に利用することはできません。

他で利用実績があれば、利用できる？

Question

利用可能なOSSを調査していたところ、他部門で利用実績のあるOSSに必要な機能が含まれていることが分かりました。利用実績があるので、ライセンス条件は遵守可能とっていいですか？

Answer いいえ

- ◆ ライセンスを遵守できるかどうかはOSSの利用目的や利用方法により異なります。ライセンス条件を参照し、今回の利用方法で遵守可能であることを確認する必要があります。
- ◆ 例えば、社内利用であれば、OSSを配布する際の条件は関係ありませんが、今回、製品に含めるのであれば、配布する際の条件を遵守する必要があります。

OSSは特許侵害とは関係しない？

Question

OSSは、自由に利用することが許諾されているので、特許侵害は関係ないと思っていいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSの開発者が特許権を許諾していたとしても、その他、開発者以外の方が特許権を保有していることも考えられます。
- ◆ したがって、特許侵害したOSSを利用している場合、特許権者から差止請求や損害賠償請求を求められることもあり得ます。

コミュニティへ投稿すると特許権の放棄は必須？

Question

OSSの開発コミュニティにプログラム投稿を行った場合、投稿者が保有する特許権を放棄しなければなりませんか？

Answer いいえ

- ◆ 特許庁へ登録した特許権を放棄する義務はありません。
- ◆ 自由利用を許諾する前提で投稿したOSSに対して、特許権の権利行使*を行うことはできませんが、OSSと関係しない製品に対して権利行使することは可能です。

*ここでの権利行使とは、差止請求や損害賠償請求のこと。

改変しなければ、ソースコードの提供は不要？

Question

GPLやMPL、EPLといったライセンスは、ソースコードを提供する義務があります。OSSを改変しなければ、製品にOSSを同梱した場合でも、ソースコードを提供する必要はないと思っていいますか？

Answer いいえ

- ◆ GPLやMPL、EPLのライセンス条件では、改変したか否かにかかわらず、OSSのバイナリを提供した場合、ソースコードも提供することを義務付けています。
- ◆ したがって、OSSのバイナリを製品に含めて販売するのであれば、ソースコードも提供する必要があります。
- ◆ なお、製品を購入した顧客は、OSSのダウンロードサイトから同じソースコードを入手できると思いがちですが、サイトが更新されて、ダウンロードできなくなることもよくあります。

改変したら、コミュニティへ提供する必要あり？

Question

OSSを改変した場合、改変したソースコードをOSSコミュニティへ提供する必要がありますか？

Answer いいえ

- ◆ ライセンスに寄りますが、GPLやMPL、EPL等、多くのライセンス条件では、改変したソースコードのコミュニティへの提供は任意であり、義務とはされていません。
- ◆ ただし、ライセンス条件は、OSSの開発者が自由に設定できるため、利用するOSSのライセンス条件を確認する必要があります。
- ◆ なお、バグ修正を行なった場合は、OSSコミュニティへ提供して大もとのOSSを修正してもらう方が、OSSのバージョンアップ後に再度修正する手間が無くなるため、提供することをお勧めします。

ソースコード提供は開発元のURL紹介でOK？

Question

GPLやMPL、EPLといったライセンスは、ソースコードを提供する義務があります。製品にOSSを同梱した場合、OSS開発者のダウンロードサイトのURLを記載しておけばいいですか？

Answer いいえ

- ◆ ソースコードの提供義務を負っているのは、OSSを利用している企業です。したがって、OSSのバイナリを製品に含めて販売するのであれば、販売する会社がソースコードも提供できるようにする必要があります。
- ◆ OSS開発者のダウンロードサイトは、更新時に対象のソースコードが、ダウンロードできなくなったり、リンク切れになったりすることもあります。
- ◆ ソースコードをダウンロードさせるのであれば、自社がコントロール可能なサイトから提供する必要があります。

ライセンス文書の提示は、参考和訳の方が親切？

Question

OSSのライセンス条件にて、OSSを配布する際、ライセンス文書を添付する義務がありました。ライセンスが英文の場合、日本国内のお客様であれば、参考和訳を添付しておけばよいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSの開発者が提示した英文のドキュメントを添付する必要があります。参考情報として和訳を提供する場合は、英文のライセンスが正式版であることを明確にしておく必要があります。

代行作業であれば、ライセンス条件は関係なし？

Question

お客様からの依頼によりOSSをダウンロードしてインストールする作業を代行して行う場合、お客様へOSSを提供したとしても、特にライセンス条件を気にする必要はないと思っていますか？

Answer いいえ

- ◆ ライセンス条件に寄りますが、配布時の取引関係を考慮しているライセンスは少ないです。
- ◆ 自社の事務所でOSSをダウンロードして、お客様へ提供するのであれば、OSSを配布することになるため、配布する際の条件を確認してください。

ライセンスはOSIサイトからコピーすればいい？

Question

OSSの公開サイトにはMIT LICENSEと記載されていましたが、ライセンス文書がサイト上に掲載されていませんでした。OSIのサイトからMITライセンスをコピーしてOSSに添付すればいいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSIサイトには、MITライセンスやBSDライセンスのひな型が掲載されており、著作権表示もひな型のままとなっています。（次スライド参照）
- ◆ まずは、ダウンロードしたOSSのファイル群の中にライセンス文書が含まれていないかを確認してください。
- ◆ 他のライセンスの場合でもOSSの開発者が条件を追加していることがあるため、ダウンロードしたOSSに含まれるライセンス文書を確認する必要があります。

(補足) OSIサイトの雛型

OSIサイトの雛型からコピーして添付するのはNG (MIT、BSD等)

⇒ 開発者がプログラムに含めたライセンスが正式なもの

The MIT License (MIT)

Copyright (c) <year> <copyright holders>

著作権表示の記載なし

Permission is hereby granted, free of charge, to any person obtaining a copy of this software and associated documentation files (the "Software"), to deal in the Software without restriction, including without limitation the rights to use, copy, modify, merge, publish, distribute, sublicense, and/or sell copies of the Software, and to permit persons to whom the Software is furnished to do so, subject to the following conditions:

The above copyright notice and this permission notice shall be included in all copies or substantial portions of the Software.

THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS", WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO THE WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE AND NONINFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL THE AUTHORS OR COPYRIGHT HOLDERS BE LIABLE FOR ANY CLAIM, DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN AN ACTION OF CONTRACT, TORT OR OTHERWISE, ARISING FROM, OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE SOFTWARE OR THE USE OR OTHER DEALINGS IN THE SOFTWARE.

ライセンスを修正することも可能？

Question

OSSのライセンス条件を確認したところ、お客様が遵守できない条件が記載されていました。OSSを配布する際、この条件を削除してもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSのライセンス条件を決定できるのは、著作権者だけです。
- ◆ OSSの配布者が、勝手にライセンス条件を変更することはできません。

ライセンスの著作権表示の空欄の扱いは？

Question

APACHE LICENSE V2.0を参照したところ、下の方に著作権表示を記載する箇所がありました。OSSを配布する際は、配布者の著作権表示を記載すればよいですか？（次スライド参照）

Answer いいえ

- ◆ APACHE LICENSE V2.0のAPPENDIX には、独自に開発したプログラムにApache License V2.0を適用するときの記載方法が紹介されています。（GPLも同様）
- ◆ 著作権者でない人の著作権表示を記載することはできません。

(例) APACHE LICENSE V2.0のAPPENDIX

```
1 | Apache License↓
2 | Version 2.0, January 2004↓
3 | http://www.apache.org/licenses/↓
4 | ↓
5 | TERMS AND CONDITIONS FOR USE, REPRODUCTION, AND DISTRIBUTION↓
6 | ↓
7 | 1. Definitions.↓
8 | ↓
9 | "License" shall mean the terms and conditions for use, reproduction,↓
10 | and distribution as defined by Sections 1 through 9 of this document.↓
11 | ↓
12 | "Licensor" shall mean the copyright owner or authorized licensee.↓
13 | ↓
177 | APPENDIX: How to apply the Apache License to your work.↓
178 | ↓
179 | To apply the Apache License to your work, attach the following boilerplate notice, with the fields enclosed by brackets replaced with your own identifying information. (Don't include the brackets!) The text should be enclosed in the appropriate comment syntax for the file format. We also recommend that you include the file or class name and description of purpose be included in the same "printed page" as the copyright notice for easier identification within third-party archives.↓
180 | ↓
181 | Copyright [yyyy] [name of copyright owner]↓
182 | ↓
183 | Licensed under the Apache License, Version 2.0 (the "License");↓
184 | you may not use this file except in compliance with the License.↓
185 | You may obtain a copy of the License at↓
186 | ↓
187 | http://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0↓
188 | ↓
189 | Unless required by applicable law or agreed to in writing, software↓
190 | distributed under the License is distributed on an "AS IS" BASIS,↓
191 | WITHOUT WARRANTIES OR CONDITIONS OF ANY KIND, either express or implied.↓
192 | See the License for the specific language governing permissions and↓
193 | limitations under the License.↓
194 | ↓
195 |
```

APPENDIX には、独自プログラムに Apache License V2.0を適用する方法の記載あり。配布者が勝手に著作権表示を記載しないように要注意。

BSDライセンスは著作権表示のみあればいい？

Question

市販本に、「BSDライセンスは、著作権表示を記載するだけで、自由に利用できる」と記載されていました。製品で利用する際も、著作権表示のみを記載しておけばいいですか？

Answer いいえ

- ◆ BSDライセンスの条件では、著作権表示に加えて、条件を記載したリスト、免責条項を含めることが記載されています。つまりライセンス文書全体を記載する必要があります。
- ◆ 市販本の中には、著作権表示のみ記載すればよいと誤った記載がされているケースもあるため、鵜呑みにせず、自らライセンス条件を確認することが大切です。

GPLは販売禁止？

Question

GPLのOSSを製品で利用した場合、有償で販売することはできなくなりますか？

Answer いいえ

- ◆ GPLのライセンス条件では、有償販売を禁止していません。したがって、製品に含めて販売することも可能です。
- ◆ ただし、製品を購入した顧客がGPLのOSSをコピーした際に、部数に応じたロイヤリティを徴収することはできません。
- ◆ なぜなら、GPLは自由に複製や改変を行うことを許諾しており、条件を追加することを禁止しているためです。

GPLは動的リンクなら影響なし？

Question

GPLのOSSと独自プログラムとを静的リンクすると、独自プログラムにもGPLを適用する必要がありますが、動的リンクであれば、このような影響はありませんか？

Answer いいえ

- ◆ GPLの条件では、ひとつの著作物とした場合、全体にGPLを適用する条件が課されており、動的リンクか静的リンクかについては明記されていません。
- ◆ GPLを作成したFree Software Foundationは、FAQにて、動的か静的かに関係なく影響する旨を表明しています。

(参考)

(GPLの)及ぶ作品に対し、静的 vs 動的にリンクされたモジュールについて、GPLには異なる要求がありますか？

<http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.ja.html#GPLStaticVsDynamic>

LGPLと静的リンクするとLGPL適用になる？

Question

LGPLのOSSと独自プログラムを静的リンクした場合、独自プログラムにもLGPLを適用する必要がありますか？

Answer いいえ

◆ 独自プログラムにLGPLを適用する必要はありません。

(参考)

- LGPLの条件では、動的リンクか静的リンクにかかわらず、リバースエンジニアリング等を許諾する義務があります。
- 静的リンクした場合は、上記に加えて、独自プログラムのオブジェクトコード、またはソースコードを提供する必要があります。これは、受領者がLGPLのOSSを改変した場合、再度、独自プログラムと静的リンクして実行する際に必要になるためです。

GPLと互換性のあるライセンスは入れ換えられる？

Question

MITライセンスはGPLと互換性があると聞きました。これは、GPLとMITライセンスのOSSをリンクした場合、MITライセンスをGPLに入れ換えることができるということですか？

Answer いいえ

- ◆ GPLのOSSと他のプログラムをリンクして配布する場合、全体をGPLの条件で配布する必要があります。GPLは、条件を追加することを禁止していますので、MITライセンスのように、GPLの条件でカバーされるライセンスを「互換性あり」、GPLに無い条件があるライセンスを「互換性なし」といいます。互換性のないライセンスのOSSをGPLのOSSとリンクすることはできません。
- ◆ 上記は、MITライセンスとGPLを入れ換えられるということではありません。ライセンス条件を決定できるのは、OSSの著作権者だけです。
- ◆ 「互換性」という言葉は誤解されるため、「両立性」と呼ぶことをお勧めします。